## キャッシュ・フロー計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　（単位：円）

| | |
|---|---|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 契約弁護士報酬の支出 | △12,799,489,587 |
| 物品又はサービスの購入による支出 | △ 900,053,723 |
| 人件費支出 | △ 2,403,729,950 |
| その他業務支出 | △ 1,452,720 |
| 政府受託収入 | 15,414,357,130 |
| 一般勘定からの受入 | 428,629,866 |
| その他収入 | 24,667,772 |
| 小計 | △ 237,071,212 |
| 利息の支払額 | △ 683,459 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 237,754,671 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 1,312,056 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 390,313 |
| 資産除去債務の履行による支出 | △ 19,667 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 1,722,036 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 28,968,617 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 28,968,617 |
| 資金減少額 | △ 268,445,324 |
| 資金期首残高 | 2,934,192,025 |
| 資金期末残高 | 2,665,746,701 |

## 損失の処理に関する書類

国選弁護人確保業務等勘定　（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処理損失 | | 8,358,456 |
| 当期総損失 | 730,477 | |
| 前期繰越欠損金 | 7,627,979 | |
| Ⅱ　次期繰越欠損金 | | 8,358,456 |

## 行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

国選弁護人確保業務等勘定　（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| 業務費用 | | |
| ⑴損益計算書上の費用 | | |
| 業務費 | 14,663,066,673 | |
| 一般管理費 | 1,453,203,733 | |
| 財務費用 | 683,459 | 16,116,953,865 |
| ⑵（控除）自己収入等 | | |
| 政府受託収益 | △15,672,519,748 | |
| 雑益 | △ 15,073,774 | △15,687,593,522 |
| 業務費用合計 | | 429,360,343 |
| 引当外退職給付増加見積額 | | 6,500,394 |
| 行政サービス実施コスト | | 435,860,737 |

（国選弁護人確保業務等勘定）

**重要な会計方針**

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３年～18年

車両運搬具　５年

工具器具備品　３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に負担すべき額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

５．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。